

令和 年度 町内に事務所・事業所・家屋敷を有する申告書

令和 年 月 日

(宛先) 石川県津幡町長

津幡町内に事務所、事業所又は家屋敷を有していますので、津幡町税条例第 28 条第 7 項の規定により下記のとおり申告します。

納税義務者	住所	〒										
	フリガナ氏名	印										
	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	電話番号						
	個人番号											
家屋敷等該当地	区分	事務所 ・ 事業所 (工場等) ・ 家屋敷 (該当するものを○で囲んでください)										
	所在地	津幡町										
	職業						フリガナ屋号・雅号					

※※※留意事項※※※

- ①1月1日現在、津幡町内に住所を有しない方であっても、町内に事務所、事業所又は家屋敷を有している場合は、町民税・県民税の均等割が津幡町で課税されます。該当される方は、この申告書欄の必要事項を明記のうえ、津幡町役場税務課へご提出ください (郵送可)。また、ご提出の際は個人番号の確認のため、マイナンバーカード又は個人番号確認書類等のご提示をお願いします。
- ②事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。(例えば、医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などがこれに該当します。)
- ③家屋敷とは、自己または家族居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、いつでも自由に居住できる状態である建物のことをいいます。必ずしも、現在の居住の有無および自己所有かどうかを問いません。(例えば、住宅地以外の場所に設ける別荘やマンション、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を常時住まわせている住宅 (実家) などがこれに該当します。)
- ④この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら津幡町役場税務課 (TEL076-288-2123) までお問い合わせください。